

会員の経費負担義務に関する細則

(目的)

第1条 この細則は定款第13条の規定に基づき、会員の経費負担義務に関し、必要な事項を定める。

(年会費)

第2条 一般社団法人日本集中治療医学会（以下、「本会」という）の会員の年会費は次のとおりとする。

- (1) 一般会員 15,000円
- (2) 准会員 9,000円
- (3) 賛助会員 30,000円

(年会費の納入)

第3条 年会費は、この法人が指定する方法および期日までに1年分を一括納入しなければならない。

(年会費の免除)

第4条 一般会員のうち、下記に該当するものは退会時まで会費を免除する。

ただし、満年齢については、1月1日の現在の満年齢とする。

- ・満65歳かつ会員として会費を連続15年以上収め、会費3年分相当の寄付を指定する方法で期日までに実施したもの
- ・満66歳かつ正会員として会費を連続16年以上収め、会費2年分相当の寄付を指定する方法で期日までに実施したもの
- ・満67歳かつ正会員として会費を連続17年以上収め、会費1年分相当の寄付を指定する方法で期日までに実施したもの
- ・満68歳以上かつ正会員として会費を連続18年以上収め、年会費免除に賛同する旨を指定する方法で期日までに届けたもの

- 2 本規定により年会費の免除が適応された会員については、年に1回会員継続の伺いを行い、2年連続で回答が無い場合には退会となる。但し、退会後に復会の意志が示された場合には会員資格を回復する。

(細則の改定)

第5条 この細則は、理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は2017年1月1日から施行する。

この改定は2017年3月8日から施行する。

この改定は2018年5月28日から施行する。

この改定は2021年2月11日から施行する。

この改定は2023年2月3日から施行する。

この改定は2023年3月1日から施行する。